

メールマガジン発行中!

2014年5月号

電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158

HP http://www.sakurako-nerima.com/

sakurako_happy_society@yahoo.co.jp





上映会で司会を務めました(左からかとうぎ桜子、吉成邦市さん、原村政樹監督)

「天に栄える村」上映会がおこなわれました

(福島県)

0 ク

を

一夫

れな1 の吉な夫 監成いなど 軽邦たど 業はの で市めに やり が原お

6月22日(日)、区政報告会を行います

2014年6月22日(日)午後2時~4時 勤労福祉会館音楽室(大泉学園駅南口)にて

〔午後2時~3時〕

6月におこなわれる議会で決まる、新しい 委員会のことや、新しい区長の政治姿勢など ご報告させていただきます。

〔午後3時~4時〕

7月11日に練馬文化センターでジャズの 演奏会を行う予定ですが、その際にビッグバン ドを率いて演奏してくださる山田英二さんが、 報告会の会場でミニ演奏をしてくださいます。

ぜひご参加ください。



宮城県気仙沼へのカンパ、引き続き募集しています。

市民ふくしフォーラム・東北応援プロジェクトでは、東日本大震災で津波の被害・地盤沈下の起きた宮城県気仙沼 市にある仮設の復興商店街・南町紫市場の応援を続けています。

商店街の再建までにはまだ時間がかかるようです。引き続きの応援をお願いします。

[郵便振り込み・口座番号]

00130-2-496362 市民ふくしフォーラム (振込用紙の通信欄に「気仙沼募金」とお書きください。)

[銀行振り込み:ゆうちょ銀行からは手数料無料です]

ゆうちょ銀行 ○一九店 当座 0496362 シミンフクシフォーラム

(こちらからお振込の場合は、別途、ご連絡先をメールまたは FAX にてお知らせください。

メール sakurako happy society@yahoo.co. jp FAX 03-3978-4158)

かとうぎ桜子プロフィール

- ●1980(昭和55)年生まれ。桐朋女子中学・高校、慶應義塾大学文学部を卒業。大学在学中にホームヘルパー2級の資格を取得、さらに福祉の 勉強をするために上智社会福祉専門学校(夜間)に学ぶ。
- ●NPO にて介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く関わることをめざし、2007 年、区議会議員選挙に 初挑戦、初当選。
- ●2010年3月立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科を修了。
- ●2011年4月、練馬区議会議員選挙で、2期目に当選。



生活困窮者自立支援法の概要 2013年12月公布、2015年4月施行

の支給を実施

★任意事業

★必須事業=自立相談支援事業、住宅確保給付金(国庫負担3/4)

・一時生活支援(一定期間宿泊場所や移植の提供を行う) 国庫補助 2/3

・学習支援(生活困窮家庭のこどもが対象) 国庫補助 1/2

就労など自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等、また住宅を失った人へ有期の家賃相当額

・就労準備支援(日常生活の自立、社会生活の自立の段階からの有期の支援)国庫補助2/3

・家計相談支援(家計に関する相談、家計管理の指導、貸付のあっせん等)国庫補助 1/2

※練馬区が2014年度、モデル事業で実施するのは必須事業と家計相談支援のみ。

事業を実施します いうものです。 昨年12月に 今回のレポ 生活困窮者自立支援法」という法律ができ、 トでは、 事業を実施するにあたっての課題をご紹介します。 練馬区では今年度からそのモデル

20

年

度

生活困窮者自立支援法

」モデ

ル

事業を実施

生活困窮者自立支援法は、生活困窮状態にあって生活保護は利用していない人が対象になると

か、懸念される自立支援法本当に困窮する人のために役立つの

ることが多くありますが、実際には今の日本 が受給しているのでは」と疑われ、批判され きた法律といえるかもしれません。 に受給していない人が多いという推計があり の社会では、生活保護の基準を満たしているの 「生活保護は、 本当は必要のない

注 ※ 1

活保護までのグレー

ゾーンを設けるためにで

新しくできた生活困窮者自立支援法は、

諦めてしまったりするからです。 ロで担当者から心ない言葉を投げつけられて 活が苦しいのに申請を我慢してしまったり、 まりにひどいので責められることを恐れて生 給をあきらめた後、 してしまったり、 「国のお世話にはならずに頑張る」と無理を それは、 世の中の生活保護バッシングがあ ときには生活保護の相談窓 生活を立て直すことがで 生活保護受

きずに餓死をしてしまったという事件も起きてい

懸念されているのです。 とが正当化されてしまう側面が出てこないか、 できた「生活困窮者自立支援法」によって、 は生活保護の受給資格のある人を受給させないこ 今までもすでにそんな状況にあるので、 新 本来 7 ط

なことです。 全体をサポ どの課題もありますが、金銭給付だけでなく生活 できないのに早く仕事をするようにと圧力をかけられる)な 生活保護世帯を苦しめる(たとえば体調が悪くて仕事が があります。 くて担当ワーカーが定期的に面接をしたり、 生活保護を利用すると経済的な支援だけではな こどもの学習支援などの生活上のサポー そうしたサポ していくということは本来は大切 トの中にはかえって 就労

ない人、 生活保護は所得だけを見るのではなくて資産の 自分を扶養できる親族のいない人でなけ

> と思います。 金銭給付だけではなく生活サポ 利用できない場合もあります。 度にできるかどうか、 な人たちは、 ているというような場合もあります。 生活保護の基準以上の所得はあるけれど困窮し れば受給できませんから、 なりませんでしたので、 していても持ち家など資産があって生活保護が トを得られる体制を作ることはいい面もある 生活保護を利用していないために 本当に困っている人を支援する制 が大切なポイントです。 この法律で新たにサポ 現在の生活には困窮 また、 ートの対象にも ぎりぎり このよう

サポー 重要な点です。 ども行政の視点ではなく当事者の視点に立った どのように行っていくのか、 護切りをしてはいけない)、生活保護行政との連携を 活保護を利用できる条件にある人をこちらに回して生活保 的な対象者がどのような人になるのか(本当は生 今後1年間、 ト体制を作っていけるか、 モデル事業をやるなかで、 行政の委託といえ ということが 具体

段階で考えられる課題を指摘しました。 今後始まる事業ですので、 議会ではまずは現

【議会で指摘した内容】

② モデル事業の対象者はどういう人か。 (行政からの答え) 現金収入はないが資産があ

って生活保護の対象にならない

ンスする。 といった相談があった場合にこの事業をアナウ 国民健康保険、住宅課などに支払いができない (行政からの答え)子育て関連の担当、 対象者をどのように見つけるのか。 税相談

③対象人数は

るため、 ろうと想定。 児童扶養手当注※2 の受給者数が約5千人であ (行政からの答え) 現状ではまだ分からないが 少なくともそのくらいの人数はいるだ

活相談一般という形で福祉事務所において相談 割分担をするのか。 談支援に紹介する。 を受け、 (行政からの答え) モデル事業の間はまず、 生活保護の対象にならない方を自立相 生

生活保護の相談窓口である福祉事務所とどう役 ④モデル事業は社会福祉協議会に委託するが、

る。支援の連続性をどう担保するか。 ものが多いが、委託先などの形態は異なってい ⑤生活保護受給者が対象となる事業と類似する 体的な運用について検討を進めている。 (行政からの答え) 現在、 国がこの2事業の一 その状

況も見極めて区としての対応を考えたい

るか。 ⑦モデル事業の間に課題をどのように整理す

注 ※ 3

支援ができるのか。

(行政からの答え) 福祉事務所や法テラス

等に適切につなぐ体制をとりたい。

ル事業でもこれと同様、当事者の視点に立った 護士などの専門家の紹介も実施していた。モデ 援では生活保護の相談窓口への付き添いや弁

たい。 ので、 (行政からの答え) 対象者の設定などが難しい 対象者の発見、 つなぐ経路等の確定を

い呼る。ぶ 呼ぶ。日本は他の国と比較して捕捉率が低いといわれて実際に生活保護を利用している人の割合を「捕捉率」と注※1 生活保護基準以下の生活をしている人のうち、 る。

スの10年4月に厚生労働省が「生活保護基準未満の としている。厚生労働省は「ただし、これがすべて を満たしているのに利用していない世帯は12 を満たしているのに利用していない世帯は12 を満たしているのに利用していない世帯は12 を満たしているのに利用していない世帯は12 を満たしているのに利用していない世帯は12 を満たしているのに利用していない世帯は12 を満たしているのに利用していない世帯は12 を当業を満たしているのに利用していない世帯は12 を国消をというの推計では、資産要件も含めて生活保護 を当までは、資産を持たし、これがすべて ない。 を国消 を対している。 を国消 を対している。 を国消 を関係を対している。 を対している。 を国消 を対している。 を国消 を対している。 を国消 を対している。 を国消 を関係というわけではない」という注釈をつけている。

受ける場合、所得制限がある。Vの保護命令が出ている家庭などに支給される。支給を注※2 児童扶養手当は、児童のいるひとり親家庭、D

替え、被害者支援などをおこなっている。についての無料案内、低所得者への弁護士費用等の立て注※3 法テラスは法務省所管の公的な法人で、法制度

⑥従来、 N P 〇等が実施していた生活困窮者支

3